

刈谷市高齢者配食サービス 【ライフデリ】

一般食

普通食 600円

- ・おかず大盛
+90円
- ・ごはんなし
-100円



調整食

カロリー・塩分調整食 860円

* カロリー・塩分調整食は、食塩6g以下／日までの方。
(6.0g未満／日の方は他事業者をお選びください。)



腎臓病食 940円



やわらか食 830円



ムース食 760円



※利用日は、月～金で曜日を5日まで選択できます。

1食あたりの平均塩分1.9gでヘルシーなお味
毎日日替わりメニューで楽しみなお弁当です。

※**配達可能地域**：刈谷市内の国道1号よりも南側の地域。
(今川町・今岡町・一里山町のうち国道1号の北側、
井ヶ谷町、東境町、西境町は配達できません。)

回収容器です。キザミ食・おかゆ対応しています。※要相談

電話：0566-24-2626（刈谷市富士見町）

利 用 上 の 注 意 点

この事業での無料試食の提供はありません。



①費用負担と支払い方法

- ・一般食の費用負担額は、市民税の課税状況により変わります。
市民税課税世帯：弁当代全額を負担
市民税非課税世帯：弁当代から300円を引いた額を負担
- ・調整食の費用負担額は、弁当の金額から400円を引いた額になります。
- ・支払い方法は業者と決めてください。（口座引落、銀行振込、現金後払い）

②配達

配達時間は業者から指定されます。

弁当を自宅にて本人に直接手渡しし、安否確認をします。

※置き配（弁当を置いておくこと・置き場所を指定すること）はできません。

③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。
翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

④キャンセル及び休止・終了について

キャンセルは、前日の午後0時までに社会福祉協議会へ電話連絡してください。

※ライフデリへ直接連絡する場合は前日の午後5時まで。

※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合**は、新たに申請が必要となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。

利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

※不在（受取できない等）の場合、利用者負担額として1食分の料金をいただきます。ご了承ください

申請先 : 刈谷市役所長寿課 電話 62-1063

問合せ先 : 刈谷市社会福祉協議会生活支援課

電話 23-1600